

上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の適正性に関する確認書

平成 18 年 11 月 7 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本店所在地 東京都渋谷区代々木四丁目

会社名 株式会社セルシス

代表者の役職 代表取締役

氏名(署名)

川上陽介



当社の代表取締役である川上陽介は、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に不実の記載がないものと認識しております。

不実記載がないと認識する理由は以下のとおりです。

記

1. 当社が提出する有価証券報告書の記載内容を十分確認し、法令・書規則に準拠して、適正に記載されていることを確認しております。
2. 有価証券報告書作成にあたっては、社内管理体制を強化・整備し、十分に機能していると考えております。
 - 1) 取締役は法令及び諸規則を遵守して職務を執行しております。
 - 2) 取締役会を定例で毎月1回開催し、また、緊急を要する際には臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。
 - 3) 監査役は2名体制（常勤2名）であり、その機能の厳格性を高めるとともに、業務・会計全般にわたって日ごろより監査を行っております。
 - 4) 内部監査室において、業務全般に関わる内部監査を実施し、その監査結果について適時適切に代表取締役に報告する体制が確立されていること。
 - 5) 監査法人の監査を受けており、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載内容に関して重要な指摘事項がないことを確認しております。
 - 6) 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成にあたっては、業務分担及び責任部署が明確化されており、適切に業務を遂行する体制が確立されていること。
 - 7) 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成にあたっては、責任部署において「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法規に基づき作成していること。

以上